

業務委託契約に係わる条件提示書

第1条（総則）

北陸電気工事株式会社（以下「委託者」という。）と、受託者は、注文書・注文請書に定めるものの他、この業務委託契約約款（以下「約款」という。）に基づき、契約時に合意した仕様書等（仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。）に従い、それぞれ対等な立場において互いに協力して信義を守り、誠実に契約を履行する。

第2条（適用範囲）

約款において定める事項は、約款の有効期間中に、委託者と受託者の間で締結される個別の業務委託契約（以下「個別契約」という。）の一切につき、適用されるものとする。ただし、個別契約において、約款に定める条項の一部もしくは全部の適用を排除し、または約款と異なる条項を約することを妨げない。その時は、別に覚書を取交わす。

第3条（個別契約の成立）

- 1 受託者は、仕様書等および見積条件書に基づき、あらかじめ見積書を委託者に提出する。
- 2 委託者と受託者の間における個別契約は、委託者の受託者に対する注文書による業務委託申込みに対し、受託者が委託者に対し注文請書を提出したときに成立する。

第4条（再委託）

- 1 受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の全部または一部を第三者（以下「再委託者」という。）に再委託することができる。
- 2 受託者は、前項の承諾に基づいて第三者に本件業務の全部または一部を委託する場合であっても、当該再委託者の行為について一切の責任を負うものとする。
- 3 再委託者の再委託者（再委託が数次にわたるときはその全てを含む。以下「再々委託者」という。）は約款にて定めている受託者と同様の責任を負うものとする。

第5条（法令の遵守義務）

- 1 委託者および受託者は、本件業務の遂行にあたり労働者の使用等に関する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
- 2 委託者は受託者に対し、前項に規定する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、受託者はこれに従う。

第6条（安全・衛生の確保等）

- 1 受託者は、本件業務の遂行にあたり事業者として業務従事者の災害の防止に万全を期する。
- 2 受託者は、災害防止のため、委託者の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にし、自主的に災害防止活動を推進する。
- 3 受託者はその被用者の業務上の災害補償について、受託者の労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）を適用する。
- 4 受託者は、労災事故に被災した受託者の従業員から、労災事故に伴う損害賠償請求等がなされた場合は、損害賠償金、和解金、弁護士報酬等の費用については、委託者に過失がある場合を除き、原則として受託者が負担する。
- 5 受託者は前項の規定により受託者が費用を負担する場合に備えて、労災上積保険等に加入することを原則とする。

第7条（反社会勢力の排除）

- 1 委託者および受託者は、双方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋またはその他反社会的勢力（以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 委託者および受託者が、前項に違反した場合は、相手方は何らの通知、催告を要せずに直ちに約款の全部または一部を解除することができる。なお、相手方が約款の全部または一部を解除した場合において、委託者および受託者に損害が生じてこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により相手方に損害が生じたときは、委託者および受託者はその損害を賠償するものとする。
- 3 委託者および受託者が、反社会的勢力による不当要求または業務妨害を受けた場合には、委託者および受託者は断固としてこれを拒否し、速やかに相手方にこれを報告し、委託者および受託者の捜査機関への通報および注文者への報告に必要な協力を行うものとする。

第8条（業務従事者）

- 1 受託者は、本契約が締結された場合、当該本契約に基づく本件業務の遂行を行う従業者（以下「業務従事者」という。）を選定する。かかる業務従事者は、本件業務を履行するために必要な知識および技能を有している者でなくてはならないものとする。
- 2 受託者は、労働基準法その他の法令に基づいて、業務従事者に対する雇用主としての一切の責任を負うとともに、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとし、委託者は、これらの事項について一切の責任を負わないものとする。
- 3 受託者は、業務従事者が委託者の事業所等に立ち入るにあたり、当該事業所等において適用される諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。
- 4 受託者は、自らの故意または過失の有無にかかわらず、業務従事者の行為について一切の責任を負うものとする。

第9条（善管注意義務等）

受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとし、委託者の名誉および信用を毀損する行為を行ってはならない。

第10条（報告）

委託者は、受託者に本件業務の進捗状況その他の本件業務に関する事項についての報告を求めることができるものとし、受託者は、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

第11条（検査および引渡し）

- 1 受託者は、委託業務が完了したときは、その旨を書面にて委託者に通知する。
- 2 委託者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく受託者の立会のうえ委託業務の完了を確認するための検査を行う。この場合、委託者は当該検査の結果を書面にて受託者に通知する。
- 3 委託者は前項の検査によって委託業務の完了を確認した後、受託者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに委託業務の引渡しをうける。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払手続き完了と引換に委託業務の引渡しをもとめることができる。この場合において、受託者は直ちにその引渡しをする。
- 5 受託者は、前2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して委託者の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。
- 6 受託者が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず委託者が受けないときは、引渡しまでに要する費用は委託者が負担する。

第12条（注文金額の支払方法および時期）

- 1 約款に基づく注文金額の支払方法および時期については注文書の定めるところによる。
- 2 委託者は、注文書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には受託者の同意を得て注文金額支払の時期または支払方法を変更することができる。

第13条（出来高払）

- 1 受託者は出来高部分（委託者の検査に合格した部分に限る。）に相応する注文金額相当額について、注文書の定めるところにより、その出来高払を請求することができる。

- 2 受託者は出来高払を請求しようとするときには、その請求に係る業務の出来高部分の確認を求める。この場合において、委託者は、その確認を行い、その結果を受託者に通知する。
- 3 委託者は第1項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより出来高払を行う。
- 4 第3項の規定により出来高払金の支払があった後、再度出来高払の請求をする場合においては、第1項中「注文金額相当額」とあるのは「注文金額相当額からすでに出来高払の対象となった注文金額相当額を控除した額」とする。

第14条（引渡し時の支払）

- 1 受託者は、第11条第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって注文代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより、注文代金を支払う。

第15条（出来高払金等の不払に対する受託者の委託業務中止）

- 1 受託者は、委託者が出来高払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、委託業務の全部または一部の業務を一時中止することができる。この場合において、受託者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を委託者に通知する。
- 2 委託者は、前項の場合において、受託者がその委託業務の続行に備え、現場の維持または委託業務の一時中止に伴う損害を補填する。この場合における補償額は、双方が協議して定める。

第16条（契約不適合責任）

- 1 委託者は、委託業務が本契約において要求する基準に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に、受託者に対して通知することにより、委託業務の追完（修補または代物若しくは不足分の引渡しのうち、委託者の選択する方法、または受託者が提案して、委託者が承認した方法をいう。なお、受託者は、委託者の承諾を得ることなくその方法を変更してはならない。）を請求することができる。この場合、民法第562条第1項但書は適用しないものとする。
- 2 委託者は、前項の追完についての催告をすることなく、履行の追完に代えて、受託者に対して注文金額の減額を求めることができる。
- 3 委託者は、受託者に対して、前2項に定める措置とともに、またはこれらの措置に代えて、損害賠償請求並びに本契約および本契約の全部または一部の解除を請求することができる。

第17条（注文金額および費用）

- 1 本件業務の対価として支払われる注文金額の金額、支払方法、支払時期等は、個別契約において定めるものとする。
- 2 本契約に別段の定めがない限り、本件業務の遂行のために発生する費用は前項の注文金額に含まれるものとし、受託者は、別途費用を請求することはできないものとする。

第18条（秘密保持）

受託者は、委託業務の実施に当たり知り得た委託者の工法・技術・営業等に関する企業機密を、第三者に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第19条（解除）

委託者および受託者は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに書面にて通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について催告をしたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しないとき
- (2) 委託業務が第11条に定める検査に合格せず、修補等の見込みがないと委託者が判断した場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立が行われたとき
- (5) 解散（合併の場合を除く。）あるいは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき
- (6) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形または小切手の不渡りまたは手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分となる等支払停止状態に至ったとき
- (7) 監督官庁から営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- (8) 前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

第20条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第4条第2項および第3項、第7条、第9条、第16条、第18条、並びに本条から第24条までの規定は、有効に存続するものとする。

第21条（損害賠償）

受託者は、本件業務を履行するにあたって委託者に損害を与えた場合および本契約に違反して委託者に損害を与えた場合には、委託者に発生した一切の損害（逸失利益、特別損害、間接損害および弁護士費用等を含むがこれらに限られない。）を賠償しなければならないものとする。

第22条（権利義務の譲渡の禁止）

委託者および受託者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利または義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、または担保に供することができない。

第23条（情報通信の技術を利用する方法）

基本契約において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行う事ができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第24条（準拠法および裁判管轄）

- 1 本契約の解釈および適用にあたっては、日本法が適用される。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、委託者の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。